

第2章 環境保全対策の総合的な取組の推進

20世紀後半からの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動や生活様式の定着、都市化の進展により、生活排水による河川等の汚染や廃棄物問題、化学物質による環境汚染、更には身近な緑の減少など様々な形で環境問題が顕在化しています。

また、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模での環境問題も顕在化し、地球の生態系にも大き

な脅威を与えている状況にあります。

これらの問題を解決していくためには、経済社会システムの見直しやライフスタイルの変革に向けて、県民、事業者、行政が共通の認識に立ち、それぞれの役割を果たしていくことが重要であり、長期的な視野に立ち、各種の環境施策を総合的、計画的に進めていく必要があります。

第1節 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

本県の環境行政の基本的方向については、平成8年12月に制定した「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」において定められています。

本条例は、本県の環境行政の基本理念、県民、事業者、行政の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成8年3月に策定した「青森県環境基本構

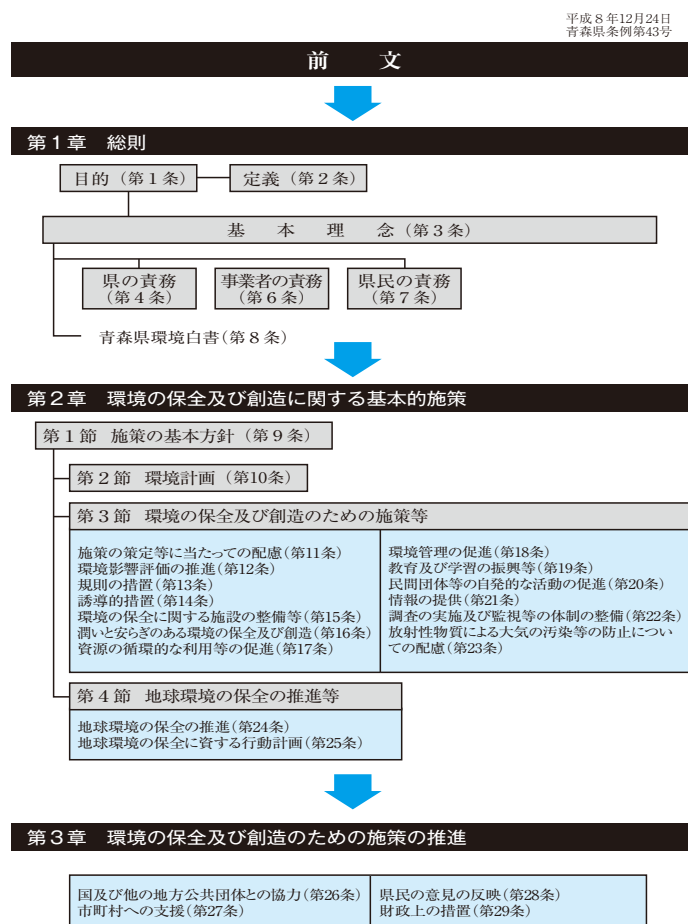
想」の考え方を踏まえ制定したものです(図1-2-1)。

本条例では、新たな環境施策を推進するために次の4つを基本理念として定めています。

＜基本理念＞

- 1 健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承
- 2 人と自然との調和の確保
- 3 持続的発展が可能な社会の構築
- 4 地球環境の保全の推進

図1-2-1 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例



第2節 青森県基本計画未来への挑戦

1 計画の目的・役割

「青森県基本計画未来への挑戦」（計画期間：平成21年度～平成25年度）は、県行政全般に係る政策・施策の基本的な方向性を、総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針であり、いま生まれた子どもたちが大人になる頃の青森県のめざす姿を描く、未来創造型の計画です。

自主自立の青森県づくりのためには、前基本計画の理念である、暮らしやすさに象徴される生活重視の視点に加えて、経済的基盤のもつ意味がますます重要になると考えられます。そこで、この計画では「生業（なりわい）」という言葉に、「県民一人ひとりの経済的基盤」という新たな意味を加え、「生活」と対をなす重要な概念として位置付けています。そして本県の比較優位資源と言うべき、「食料」と「エネルギー」を始めとする地域資源を最大限活用しながら、県民一丸となって、「生業（なりわい）」づくりを進めることとしています。

2 2030年における青森県のめざす姿

この計画では、2030年におけるめざす姿として、「生業（なりわい）」に裏打ちされた豊かな「生活」が実現している社会を掲げています。

これは、県民一人ひとりのチャレンジ精神あふれる取組により経済的基盤の創出・拡大が図られ、輝いて生きられる社会、そして心の豊かさ、命・健康・環境など、暮らしやすさが守られ、安んじて生きられる社会です。

計画は、全県一丸となって取り組むための「全県計画」と、地域の特長を生かした「生業（なりわい）」づくりを中心とする県内6地域の「地域別計画」で構成しています。

全県計画は、「産業・雇用」、「安全・安心、健康」、「環境」、「教育、人づくり」の4分野で構成しており（図1-2-2）、それぞれの分野には、具体的なめざす姿を掲げています。（図1-2-3）

図1-2-2 全県計画を構成する4つの分野

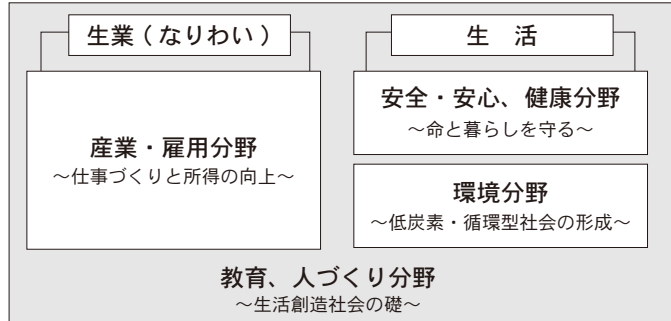
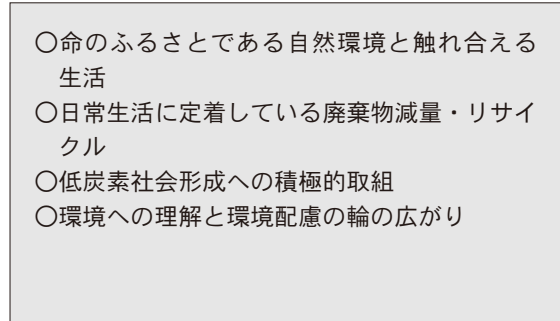


図1-2-3 環境分野のめざす姿



3 環境分野の政策・施策体系

以下は、環境分野に掲げる4政策11施策の体系です。計画では、これら取組を推進することにより、県民の間に環境意識を定着させ、豊かな自然をいつまでも享受し続けるとともに、青森県と言えば「環境」、「環境」と言

えば青森県と言われるような、本県がめざす「選ばれる地域」にふさわしい環境づくりを積極的に進めることとしています。（図1-2-4）

図1-2-4 環境分野の政策・施策体系

1 暮らしの中に息づく水と緑と美のふるさとづくり

本県の豊かな自然やきれいな水は、私たちに多くの恵みや潤い、安らぎを与えてくれる大切な財産であり、「生活創造社会」を支える重要な基盤でもあります。

そこで、その価値を守り、さらに積極的に創り上げていくため、健全な水循環の確保や世界自然遺産白神山地を始めとする豊かで美しい自然環境の保全に取り組むとともに、県民が暮らしの中で自然の素晴らしさを実感できるよう、身近な里地里山における自然環境づくり、都市空間の中の緑地や景観づくり、「環境公共」への取組などを推進します。

- 健全な水循環の確保
- 世界自然遺産白神山地の保全・活用と恵み豊かな自然環境づくり
- 緑ある生活環境の創出と歴史や風土を象徴するふるさと景観づくり
- あおり発「環境公共」の推進

2 持続可能な循環型社会づくり

本県の優れた自然環境を保ち、さらに価値あるものとするためには、県民が日々、環境に配慮した取組を続けることが大切です。そのため、家庭や地域、事業所、生産現場など、あらゆる場面において、廃棄物の発生抑制、減量、リサイクルに積極的に取り組み、発生した廃棄物については適正処理・不法投棄対策を進めるとともに、環境汚染などによる環境負荷の低減を図ることにより、資源循環型の社会づくりを推進します。

- 廃棄物の3Rの推進
- 廃棄物の適正処理と不法投棄対策の推進
- 環境保全対策の推進

3 次世代へつなぐ低炭素社会づくり

地球温暖化により、本県の自然環境、水資源、農林水産業だけでなく、県民の生活や健康など様々な分野に大きな影響が及ぶことが懸念されますが、本県における二酸化炭素を中心とした温室効果ガスの排出量は、京都議定書の基準年である1990年と比較すると、大幅に増加しています。このため、産業、運輸、民生の各部門における、社会システムやライフスタイルの見直しを伴う二酸化炭素の排出削減への取組を推進します。

- あらゆる主体が取り組む省エネルギー型の地域社会づくり
- 再生可能エネルギーの導入推進

4 あおりにエコを定着させる人・システムづくり

本県での暮らしやすさの基盤となる環境を適切に保全し、さらにより良いものへと創造していくためには、あらゆる場面における環境配慮行動の浸透・定着が重要です。このため、子どものころからの環境教育を始め、子どもから大人まで広く県民を対象とする環境について学ぶ機会の充実により、専門的ノウハウを持つ人財や自ら考え行動できる人財の育成を推進するとともに、環境配慮に取り組む効果やメリットの「見える化」などを進めることによって、社会全体に環境配慮の環が広がるようなシステムづくりに取り組みます。

- あおりの環境を創造する人づくり
- あおりの環境を生み出すシステムづくり

第3節 第三次青森県環境計画

1 青森県環境計画の策定

様々な環境問題が顕在化している中で、本県においても、すべての県民の参加と連携による日常生活及び経済活動と環境との調和を図りながら、良好な環境を保全し、創造することによって将来世代に引き継いでいくとともに、地球規模の環境問題に地域レベルから適切に対応していくため、平成8年12月に制定した青森県環境の保全及び創造に関する条例第10条の規定に基づき、平成10年5月に青森県環境計画を策定しました。

また、平成19年3月には第二次青森県環境計画を策定し、さらに、平成22年3月には第三次青森県環境計画を策定し、各種施策を推進しています。

2 第三次青森県環境計画

第三次青森県環境計画では、第二次計画同様、本県が目指す環境の将来像を「循環と共生による持続可能な地域社会」としています。

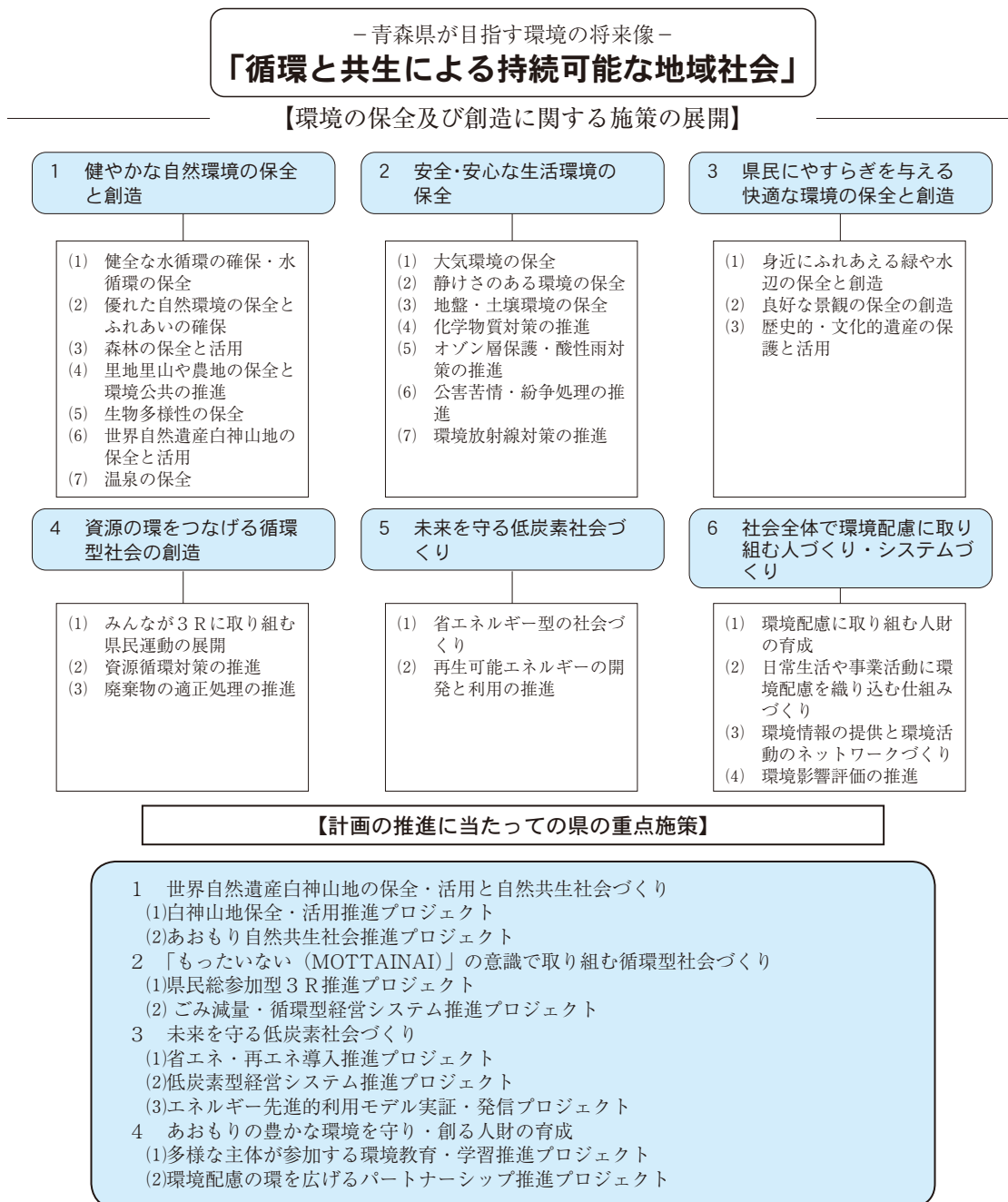
このため、計画では、計画推進に当たっての基本目標や施策の展開方向を明らかにするとともに、県民、事業者、学校、環境保全団体及び行政などの各主体が環境への負荷が少ない日常生活や事業活動を進めていくための役割や行動指針を示しています。

また、事業活動における自主的な環境配慮の推進に向けて、開発事業等の構想や計画立案、事業の実施等の各段階において環境に配慮すべき基本的な事項などを開発事業等における環境配慮指針として示しています。

今後とも、計画の適切な進行管理を行い、本計画を着実に推進していくこととしています。(図1-2-5)

図1-2-5 第三次青森県環境計画の構成

第三次青森県環境計画の構成 (平成22年度～平成24年度)



第4節 県の率先行動

1 環境マネジメントシステム

今日の環境問題は、日常生活や事業活動と密接に関連しており、その解決に向けて社会全体での取組が求められています。

環境マネジメントシステムは、事業者において毎日の事業活動を行いつつ、事業活動から生じる環境への負荷を継続的に低減していく仕組として、これまで多くの企

業や自治体で導入されています。

本県では、平成13年3月にISO14001の認証を取得し、組織として環境保全に対する取組を推進してきましたが、平成22年3月でISO14001の認証を終了し、平成22年度からは、これまでのノウハウを活かし効率化を図った環境マネジメントシステム（地球にやさしい青森県行動プラン）を構築し、引き続き環境への負荷の低減に努めています。

2 地球にやさしい青森県行動プラン

平成11年4月に施行された地球温暖化対策推進法では、地方公共団体に対して自らの事務・事業における温室効果ガス排出量の削減を目的とした実行計画の策定を義務づけています。

県では、平成10年3月に知事部局を対象として「青森県環境保全率先行動計画」を策定し、自らの環境負荷低減に向けた取組を進めてきたところですが、同法に基づく実行計画として、内容の充実強化を図るとともに、対象範囲を県のすべての機関に拡大し、平成12年9月に新たな行動計画となる「地球にやさしい青森県行動プラン(第1期計画)」を策定しました。

第1期計画(計画期間:平成12～16年度)では、県の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を平成11年度を基準として平成16年度までに7%削減することを目標としていましたが、電気使用量の増加などにより基準年度比2.4%の削減にとどまったことから、第2期計画(計画期間:平成17～21年度)では、平成16年度を基準として平成21年度までに4.7%削減(第1期計画の未達成分を削減)することを目標とし、省エネ

ギー・省資源対策を推進した結果、16.3%の削減となりました。

また、平成22年度には、青森県環境マネジメントシステムとしても位置付けた第3期計画(計画期間:平成22～26年度)を策定し、平成21年度を基準として、温室効果ガスの排出量を平成26年度までに5.0%削減することを目標としています。

平成22年度実績では、職員の省エネ等への取組及び施設の減等により、電気使用量は基準年度比2.6%減、灯油使用量は同比2.2%減、逆に重油使用量は同比0.3%増となりましたが、全体として温室効果ガス排出量は同比1.5%減となりました。(資料編表6)

また、「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律」(グリーン購入法)が平成13年4月に全面施行されたことを受け、平成14年度から「青森県環境物品等調達方針」を策定し、本プランで優先的購入に取り組んできた物品等に加え、国がグリーン購入法に基づき特定調達品目として定めた物品、役務、設備、公共工事も新たに対象として、これらの調達に取り組んでいます。(資料編表7)

第5節 第2次青森県循環型社会形成推進計画

1 計画の概要

本県では、平成18年3月に「青森県循環型社会形成推進計画」を策定し、本県の地域性を生かした循環型社会の形成を目指し、様々な取組を進めてきましたが、平成22年度までの計画であることから、これに引き続き、平成23年3月に「第2次青森県循環型社会形成推進計画」(計画期間:平成23年度～平成27年度)を策定しました。

この計画は、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を基本に、資源の消費抑制を図り、限りある資源を有効に活用する「資源循環」の観点を取り入れ、廃棄物処理計画を包含した計画として、循環型社会の形成に向けて、県、市町村、県民、事業者等の各主体が果たす役割を明らかにするとともに、循環型社会実現のための取組を総合的かつ計画的に推進することにより、本県の地域性を生かした循環型社会の形成を目指すことを目的としています。

2 廃棄物の現状と目標

(1) 一般廃棄物

一般廃棄物についての本県の平成21年度の状況は、

- ① 1人1日当たりの排出量が1,049g(全国994g)
- ② リサイクル率が12.9%(全国20.5%)
- ③ 1人1日当たりの最終処分量が164g(全国109g)となっており、全国値と比較して下位の状況にあります。

原因としては、分別収集が十分に進んでいない市町村が見られることや事業系ごみの排出量が多いことなどが考えられます。

「第2次青森県循環型社会形成推進計画」では、平成27年度までに、① 1人1日当たりの排出量980g ② リサイクル率25% ③ 1人1日当たりの最終処分量109gにするとの目標を掲げています。一般廃棄物の排出状況等については、全国値との格差が縮まらない状況であるため、ごみの排出抑制、リサイクル率の向上、最終処分量の削減に向け、市町村と連携した取組をさらに進めていく必要があります。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物について平成20年度の状況を平成15年度と比較すると、

- ① 排出量は、355万1千トンから292万トンに減少しています。この理由として、事業者による発生抑制の効果と、景気の低迷による事業活動の縮小が原因として考えられます。平成27年度における目標は平成20年度より約2%増の297万8千トンに抑制することとしており、今後も発生抑制の取り組みを進める必要があります。
- ② 再生利用量は、135万1千トンから136万6千トンと、ほぼ横ばいとなっています。この理由として、再生利用率の高い建設業からの排出量の減少が主な要因と考えられます。平成27年度までの目標は139万3千トンとなっており、引き続き、再生利用の推進を図る必要があります。
- ③ 最終処分量は、7万3千トンから6万4千トンに減少しています。平成27年度における目標は6万トンとなっており、引き続き、3Rの取り組みを進め、最終処分量の減少を図る必要があります。

3 本県が目指す循環型社会のイメージと計画の推進

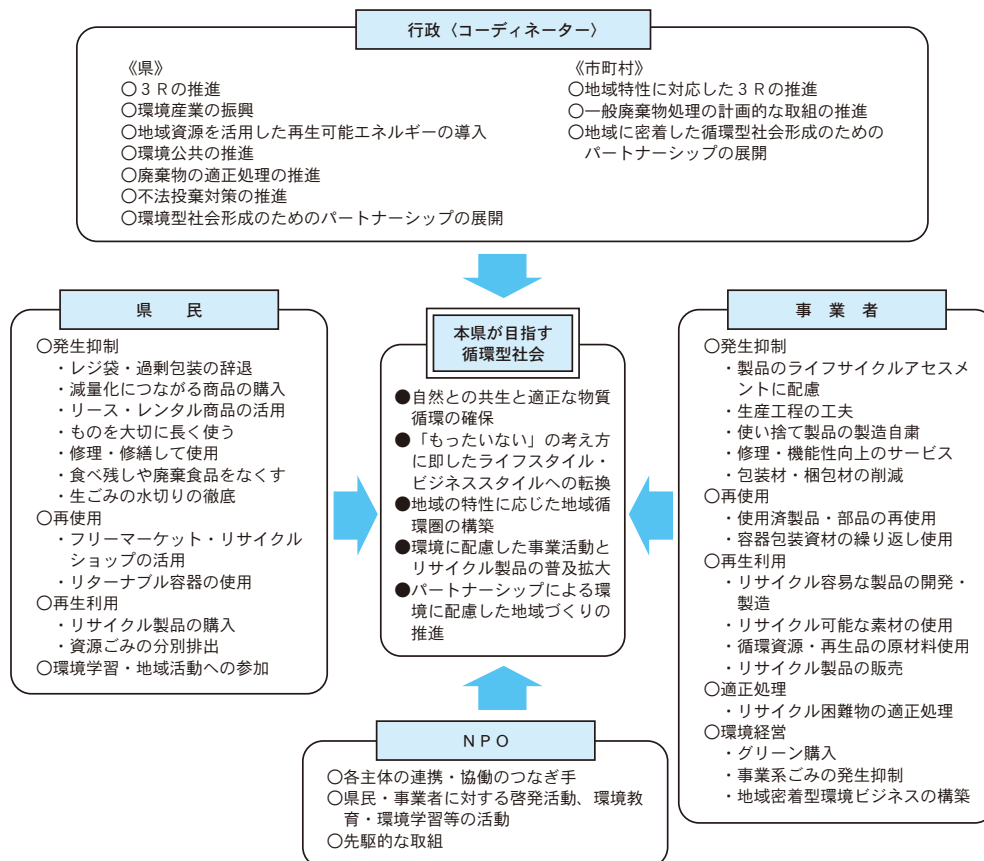
本県が目指す中長期的な循環型社会の姿を次のようにイメージし、その実現に努めます。

- ①自然との共生と適正な物質循環の確保
- ②「もったいない」の考えに即したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
- ③地域の特性に応じた地域循環圏の構築
- ④環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大
- ⑤パートナーシップによる環境に配慮した地域づくりの推進

県は県内全体を対象とする広域的な視点から、また、市町村は各地の特性を踏まえた地域に密着した取組をすることを基本とし、それぞれの立場に応じたコーディネーターとしての役割を果たしていく必要があります。

また、循環型社会づくりの担い手である県民、事業者、NPO等の民間団体の各主体が、それぞれの役割の下、県民総参加で主体的に循環型社会形成のための目標実現を目指して取り組んでいくことが必要です。(図1-2-6)

図1-2-6 本県が目指す循環型社会と各主体の役割・取組



第6節 北海道・北東北3県の連携

青森県、岩手県及び秋田県の北東北の知事が一堂に会し、共通の政策課題等について意見交換を行うことにより、相互の連携及び交流の促進を図り、もって本地域の発展に資することを目的に、平成9年度から北東北知事サミットが開催されています。

平成13年度の第5回知事サミットからは、さらに北海道も加わり4道県の知事サミットとして開催されていま

す。

平成22年度においては、平成22年8月25日、秋田県仙北市で14回目のサミットが開催されました。

なお、これまで環境分野に係る合意がなされたサミットの開催概要は表1-2-1、合意事項は表1-2-2のとおりです。

表1-2-1 知事サミット開催概要（関係分）

サミット名	開催時期	開催地	テーマ	環境関連合意事項数
第2回北東北知事サミット（3県）	H10.10.22	岩手県滝沢村	環境	6項目
第4回北東北知事サミット（3県）	H12.10.16	青森県黒石市	食料・子ども	1項目
第5回北海道・北東北知事サミット	H13.9.14	岩手県花巻市	循環型社会形成に向けて	6項目
第6回北海道・北東北知事サミット	H14.8.23	秋田県小坂町	21世紀型の健康	2項目
第12回北海道・北東北知事サミット	H20.8.29	青森県青森市	環境とエネルギー	1項目

表1-2-2 知事サミット合意事項一覧（関係分）

第2回北東北知事サミット合意事項（平成10年度）	
1 3県の連携・協力に向けた仕組みづくり	1 「北東北環境フォーラム」の設置
	2 共同研究開発に向けた仕組みづくり
	3 環境情報ネットワークシステムの構築
2 環境教育・自然とのふれあいの推進	1 「子ども環境サミット」の開催
	2 児童向け啓発冊子の作成等
	3 自然とのふれあい促進
3 中山間地域の維持と「環境の世紀」にふさわしい産業の確立	1 公益的機能の保持と国民的なコンセンサスの形成
	2 環境調和型産業の振興
	3 持続可能な森林経営に向けた調査・研究
	4 多自然居住地域の形成
4 北東北の恵まれた自然環境の保全・創造	1 「緑のランドデザイン」の策定
	2 十和田湖の水質保全対策の推進
5 ゼロエミッション型社会の構築	1 3県の率先行動
	2 廃棄物の再資源化・再利用の促進
6 環境ホルモン等の環境問題への対応	1 地球環境問題に関する共同研究等
	2 いわゆる環境ホルモン等の化学物質に関する調査・研究
第4回北東北知事サミット合意事項（平成12年度）	
1 産業廃棄物対策の広域的な対応	1 広域的な産業廃棄物対策を推進するための体制整備
	2 3県連携による産業廃棄物不適正処理の監視指導
	3 災害廃棄物等に備えた県境を越えた広域的な処理体制の構築
	4 県境地域における不法投棄等情報ネットワークの構築
	5 不法投棄等に関与する隣県の業者、施設等への立入検査等の連携
第5回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成13年度）	
1 水と緑を守る条例の整備への取組と税制研究	・森や川、海などにかかわる環境保全に関する条例の整備 ・諸施策の財源確保等に係る新税の創設に関する共同研究
2 二酸化炭素削減目標への対応	二酸化炭素排出量及び吸収量の算定手法、削減対策の効果を検証する手法等に関する調査研究

3	農業用廃プラスチック問題への対応	農業用廃プラスチックのリサイクルの推進のための情報交換、共同の取組
4	食品廃棄物のリサイクル問題への対応	食品廃棄物の処理体制、リサイクル手法等の検討、情報ネットワークの構築
5	地域資源のエネルギーとしての有効利用	地域資源を活用したバイオマスエネルギーに係る研究情報の交換や成果の共有化、共通課題の解決に向けた取組
6	経済的手法等の活用による産業廃棄物対策	産業廃棄物税や搬入課徴金による経済的手法を活用した制度整備、県外搬入事前協議の義務化等の取組
第6回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成14年度）		
1	「十和田湖水質・生態系改善行動指針」に基づく取組の強化	汚濁負荷削減のための調査研究を行うなどの取組を推進
2	経済的手法等の活用による産業廃棄物対策	1 産業廃棄物の埋立量に応じて課税する枠組みのもと、産業廃棄物減量化・リサイクル促進税制に係る制度の整備を平成14年度中に行う。
		2 搬入事前協議の条例化及び環境保全協力金制度の整備を平成14年度中に行う。
第12回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成20年度）		
1	持続可能な社会の実現に向けた北海道・北東北行動宣言	1 北海道・北東北地球温暖化対策推進本部(仮称)の設置
		2 再生可能エネルギー導入先進地域の形成に向けた取組の推進
		3 森林環境の整備促進に向けた情報の共有化
		4 有用資源リサイクルの促進

第7節 環境保全基金事業

都市・生活型公害及び地球環境問題に象徴される現在の環境問題は、我々の日常生活及び社会経済活動に深く関わっているため、個人、企業、団体等社会を構成するあらゆる主体が、それぞれの役割を理解し、環境に配慮した取組を積極的に推進する必要があります。

このため、県民に対する環境保全に関する知識の普及啓発及び地域住民が行う環境保全のための実践活動に対する支援等により環境の保全を図ることを目的として、県では、平成2年3月に2億円の国庫補助を得て、4億円の「青森県環境保全基金」を設置しました。

その後、平成4年11月に6億円、平成5年3月に5億円、平成5年4月に5億円、平成7年3月に10億円を積み増して総額30億円とし、その運用益を原資とした事業の充実・拡大を図り、地域に根差した様々な環境保全活

動を展開してきました。

さらに、平成21年度からは、県の厳しい財政状況を踏まえるとともに、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減、廃棄物のリサイクルなどの取組の一層の強化や、県境不法投棄事案への対応など、県として喫緊の課題である環境保全対策に重点的に取り組むため、従来の運用益を原資とする果実運用型から、基金そのものを処分することができる取崩型の基金に転換したところであり、緊急の環境保全対策として、あおもりの環境を創造する人づくり、省エネルギー型の地域社会づくり、廃棄物の3Rの推進、廃棄物の適正処理などの各種事業に活用するため、10億円を処分しました。

なお、平成22年度は処分は行いませんでした。

第8節 公害防止協定

1 公害防止協定の意義

公害防止協定は、公害の防止を主な目的として地方公共団体又は地域住民と企業との間で締結されるもので、協定書、覚書、確約書等その名称は様々です。

公害防止協定は、法律及び条例による一律的な規制に比べ地域の実情に即したきめ細かな公害防止対策が実施できること、法律や条例による規制だけでは不十分と認

められるときにそれを補完するものとして有効であることなどから、その機能が重要視されています。

本県においても、市町村等と企業との公害防止協定締結を推進するとともに、県自ら、公害防止のため必要と認められる企業と公害防止協定を締結しています。

2 公害防止協定の締結状況

平成22年3月31日現在の県内の公害防止協定の締結件数は192件であり、このうち県、市町村及び企業の3者が当事者となっているものが14件、市町村と企業が当

事者となっているものが167件、地域住民等と企業が当事者となっているものが11件となっています（資料編表8）。

第9節 公害防止管理者等

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、特定工場において、公害防止に関する専門的知識及び技能を有する公害防止管理者と業務を統括管理する公害防止統括者等からなる公害防止組織の設置を義務づけています。

平成22年度末における特定工場数は148工場であり、公害防止管理者等の選任に係る届出状況は、資料編表9のとおりです。

第10節 各種審議会等

1 青森県環境審議会

本県における公害防止対策に関する重要事項を調査審議するため、昭和41年7月に青森県附属機関に関する条例により青森県公害対策審議会が設置され、昭和42年8月の公害対策基本法の施行に伴い、同法に基づく附属機関とされました。

昭和60年7月には、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理合理化等に関する法律が公布されたことにより、水質汚濁防止法の一部改正が行われたことから、昭和61年1月12日に青森県水質審議会が青森県公害対策審議会へ統合されました。

また、平成5年11月19日に公布・施行された環境基本法及び環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、青森県附属機関に関する条例及び規則の一部改正を行い、平成6年8月1日をもって青森県公害対策審議会を廃止し、新たに青森県環境審議会を設置しました。

さらに、平成18年9月1日には、青森県環境審議会と青森県自然環境保全審議会との統合により、新たに青森県環境審議会を設置しました。

青森県環境審議会の担当する事務は、環境基本法第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等を行うこと、自然環境保全法第51条第2項の規定により、温泉法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づきその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議することです。

同審議会は、平成23年10月1日現在、学識経験を有する者32人、温泉に関する事業に従事する者1人の計33人で組織しています。

平成22年度の開催状況は、表1-2-3のとおりです。

表1-2-3 青森県環境審議会の開催状況

回次	開催年月日	区分	審議等事項
第11回	H22. 8. 27	諮問	1) 恐山鳥獣保護区恐山特別保護地区指定計画書(案)について
		報告	1) 青森・岩手県境の不法投棄事案について
第12回	H23. 1. 27	報告	1) 青森県地球温暖化対策推進計画(案)について 2) 第2次青森県循環型社会形成推進計画(案)について
第13回	H23. 2. 15	諮問	1) 青森県地球温暖化対策推進計画(案)について 2) 第2次青森県循環型社会形成推進計画(案)について 3) 平成23年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)について 4) 平成23年度地下水の水質の測定に関する計画(案)について
		報告	1) 青森・岩手県境の不法投棄事案について

2 青森県環境影響評価審査会

青森県環境影響評価条例の規定により環境影響評価に関する事項を調査審議するため、平成11年12月に青森県附属機関に関する条例に基づき設置されています。

同審査会は、平成23年3月31日現在、学識経験者20人

で組織しています。

平成22年度の開催状況は、表1-2-4及び表1-2-5のとおりです。

表1-2-4 青森県環境影響評価審査会の開催状況

回次	開催年月日	審 議 等 事 項
第11回	H22. 4. 16	1) 会長及び副会長の選任について 2) 平成22年度の審査予定案件について 3) 審査会部会の構成について

表1-2-5 青森県環境影響評価審査会部会の開催状況

回次	開催年月日	区分	審 議 等 事 項
第1回	H22. 6. 25	諮問 答申	西海岸地域新一般廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について
第2回	H22. 8. 5	諮問 答申	(株)青森クリーン産業廃棄物最終処分場拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について
第3回	H22. 10. 25	諮問 答申	津軽ダム旧鉾山施設の移設に係る環境影響評価方法書に対する意見について
第4回	H23. 2. 1	諮問 答申	「(仮称) 中泊町一般廃棄物最終処分場」整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について

3 青森県公害審査会

公害紛争処理法の規定により、昭和45年11月に青森県附属機関に関する条例に基づき設置されており、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行います。

同審査会は、平成23年10月1日現在、学識経験者12人で組織しています。

平成22年度に同審査会が受け付けた事件はありません。

ん。

なお、平成22年度までに処理された事件は、調停事件5件、仲裁事件1件の計6件で、処理結果は調停成立2件、調停打ち切り3件、和解による仲裁申請取下げ1件となっています。